

市報さいたまの掲載原稿様式の変更について

日頃より、本市スポーツ・レクリエーションの普及・振興にご尽力いただきありがとうございます。

市民対象の事業に関しては、市報を通して広く広報を行っていただいているところですが、平成27年6月号から市報の原稿様式が変更になることとなりましたので、お知らせします。原稿様式の変更に伴い、原稿提出締切や原稿記入内容も変わりますので、あわせてご連絡します。新たな原稿様式や締切についても、これまでと同様、順守いただきますようお願い申し上げます。なお、校正方法はこれまでどおりとなります。

記

■ 市報掲載依頼原稿の様式について

これまでの依頼原稿様式と下記が変更となります。新しい原稿様式と原稿の記入については別添の書類をご覧ください。

<変更点>

- ・「他の参加者」欄、「託児」欄、「持ち物」欄、「募集要項・申込書の配布」欄、「ホームページでの申込みの有無」欄が追加となりました。
- ・「対象」、「選考方法」(抽選か、先着か等)、「費用」、「申込方法」(はがきか、電話か等)、「申込み結果の連絡」(全員に連絡か、参加できない方のみ連絡か等)は、選択方式へ変更になりました。該当する箇所にチェックをつける方式となっています。

■ 掲載希望原稿の提出締切について

スポーツ振興課から市報発行を担当している広報課への提出締切が早まる都合上、締め切りは、これまでの掲載希望月の3ヶ月前の月末から、掲載希望月の3ヶ月前の20日とします。

例：6月号の掲載希望原稿の提出締切日は3月20日となります。

■ 先着順の受け付け方法について

参加者の選考方法が先着順の場合は、はがきでの受け付けは原則不可となります。はがきの場合は、指定した申し込み受け付け開始日より早く届いてしまう可能性があるためです。

ご注意ください。

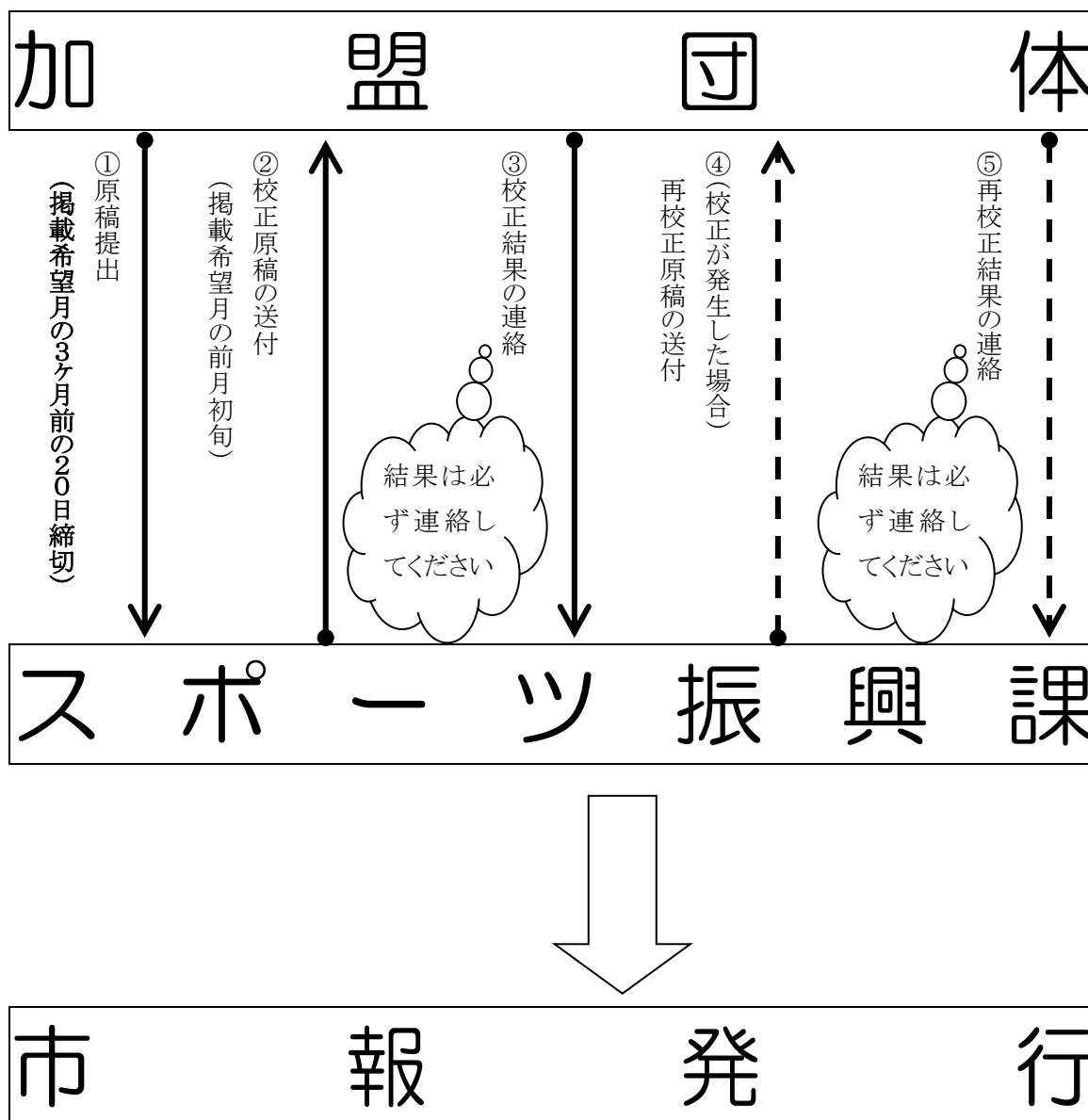
■ 以前よりお知らせしている市報掲載依頼の際の注意事項

1. 市報へは市民対象の事業の掲載となります。区ごとに開催される事業に関しては、区版への掲載とします。
2. 市報への掲載についてお約束はできかねます。掲載できなかった場合も含めて広報の計画を立てるようになしてください。
3. 同じ団体より市報の掲載の仕方について何度も別の方から質問が入ることがあります。各団体の事務局で取りまとめをして内容を精査したうえで提出してください。
4. 掲載希望が多い場合には市報への掲載を見合わせる場合がございます。
5. 原則的に、種目団体については市を統括する組織の事業とします。市協会および市連盟に所属する支部の事業に関しては対象外となります。
市協会および連盟が主催で、主管が各支部の場合は総合的に判断してお受けする場合があります。その場合にも、市協会および連盟の事務局が市報掲載依頼について把握してください。
6. 同じ月に同じ種目の複数の支部から原稿を提出する場合には、各々提出せずに、種目団体として1つの記事にまとめてください。
7. 催事の性質が「旅行業法の旅行」に関連する場合は、掲載を見合わせる場合がありますので、不明な点はお問合せください。
8. 原稿様式末尾に記載されている個人情報に関する注意事項に署名の上、原稿を提出してください。
9. 原稿は添付の様式を使用してください。また、記入の仕方を順守してください。
原稿の提出様式についてはデータ版もあります。希望する場合には、お申し付けください。

以上

スポーツ協会加盟団体においては、市民スポーツ大会・自主事業の別なく、市報への掲載依頼はスポーツ振興課宛になります。

【原稿掲載の流れ】



- ★ 誌面が限られているため、ご希望の記事が掲載できないことがあります。
市報の掲載をお約束はできかねますので、予めご了承ください。
- ★ 市報に掲載できない場合も含め、各団体で広報の仕方をご検討ください。

原稿提出および問合せ先

さいたま市 スポーツ振興課 スポーツ支援係
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL:048-829-1058 FAX:048-829-1969
E-mail:sports-shinko@city.saitama.lg.jp